

岩手県告示第 573 号

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 50 条の 2 の規定により、指定医療機関が病院、診療所、薬局を廃止した旨次のとおり届出があった。

平成 18 年 4 月 18 日

岩手県知事 増 田 寛 也

医療機関の名称	所在地	廃止年月日
さいとうレディスクリニック	盛岡市盛岡駅前北通 3 番 33 号	平成 18 年 3 月 31 日
中野薬局	盛岡市中野一丁目 10 番 6 号	平成 18 年 3 月 31 日
宮古市国民健康保険田老病院（歯科に限る。）	宮古市田老字荒谷 105 番地	平成 18 年 3 月 31 日
たまだ江釣子クリニック	北上市上江釣子 16 地割 129 番地 1	平成 16 年 8 月 31 日
岡田歯科医院	紫波郡紫波町高水寺字田中 24 番地 8	平成 17 年 6 月 9 日
マルタ薬局	下閉伊郡山田町川向町 5 番 4 号	平成 16 年 8 月 31 日